

社会福祉法人 桃蹊会

(次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

職員が男女問わずその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、長く勤められる職場環境を整える事と、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

目標と取組内容

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

◆ 採用 採用した労働者に占める女性労働者の割合

(目標)

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合を50%以上とする。

(取組内容)

- ・積極的な女性労働者の採用と女性職員を対象にした研修又はキャリア研修の参加を促す。
- ・女性にとって不利益な昇進基準になっていないか、就業規則の見直しを図る。

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

◆ 継続就業・働き方改革：有給休暇取得率

(目標)

- ・全職員の有給取得率を70%以上とする。

(取組内容)

- ・毎月、全職員の有給取得率を把握し、偏りなく有給休暇が取得しやすいように、人員計画及び業務の見直しを行う。また、取得率の集計結果を職員会議で報告する。
- ・誕生日や記念日等に有給休暇を取得しやすくなるように、啓発運動を実施する。